

2009年12月31日以前始期の火災保険が満期を迎えるお客様へ

「トータルアシスト住まいの保険」について、ご案内いたします!

満期後に更新いただく商品は「トータルアシスト住まいの保険」をご案内しております。つきましては、「トータルアシスト住まいの保険」の主なポイントを記載いたしましたので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。ご不明な点は、代理店または東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)までお問い合わせください。

補償内容の拡充

「トータルアシスト住まいの保険」では、標準的な保険金支払方法を「再取得価額(実損払)に統一しました。

従来の保険料割増引制度の廃止

割増引適用に際して、確認資料をご用意いただく等のお手間をおかけしていた引受方法を見直し、従来の保険料割増引制度を廃止しました。なお、地震保険の各種割増引については、重要事項説明書をご確認ください。

廃止となる割増引の主なもの

耐火性能割引、耐風性能割引、省令準耐火割引、高機能住宅割引、家庭用スプリンクラー割引、住宅用防災機器割引、空地割引、消火設備割引、範囲料率割引、共同住宅割増、建築割増、危険品割増、動産割増、冷凍割増 等

「トータルアシスト住まいの保険」における保険料決定の仕組み

「トータルアシスト住まいの保険」では、保険料は、支払限度額(保険金額)、保険期間、免責金額(自己負担額)、建物の所在地*1、構造、建物区分、区分所有建物区分、築年数*2等に応じて異なります。

実際にご契約いただく保険料については、更新申込書等でご確認ください。

*1 建物を保険の対象とする場合で水災を補償するときは、「水災等区分」を判定し、申込書や保険証券等に表示しています。

*2 ご申告いただいた「建築年月」から「保険始期年月」までの年数で判定します。なお、1年未満の端月数は切り捨てます。また、「建築年月」のうち建築月のみが確認できない場合は、建築月を「1月」とみなして築年数を判定します。築年数が確認できない場合は、最も高い水準の保険料を適用します。

水災等区分とは

建物の所在地における水災リスクの危険度を表す区分で、リスクが低い順から「(低)1等地・2等地・3等地・4等地・5等地(高)」(5区分)となります。-本区分は2023年6月1日時点の市区町村に基づき判定を行っているため、それ以降に市区町村の合併等があった場合、水災等区分の判定用住所と物件所在地の住所表記が異なる可能性があります。-外水氾濫だけでなく内水氾濫や土砂災害等も含めた水災リスク全体に基づき市区町村単位で設定しているため、国土交通省が提供する「重ねるハザードマップ」(https://disaportal.gsi.go.jp/index.html)等の一般的なリスク情報の危険度とは一致しないことがあります。また、水災等区分が低い市区町村においても水災が発生する可能性があります。

9 住宅修理サービス業者とのトラブル防止につなげます

近年、お客様に対して「保険金の使い道は自由」と言って業者が勧誘し、偽装事故や経年劣化等の本来は保険金を受け取れない損害に対しても保険金請求を促し、お客様に法外な手数料を請求する等のトラブルが発生しています(トラブル事例の詳細は、日本損害保険協会ホームページをご参照ください。)

建物の保険金支払いに修理・復旧を要件とする「建物の復旧に関する特約」を自動的にセットすることで、業者が関与する偽装事故等の不正な保険金請求が抑制され、業者とのトラブル防止につながります。

建物に保険の対象とする場合のご注意

保険の対象である建物に生じた損害について、損害を被った日の翌日から起算して3年以内に、「事故発生直前の状態」に復旧した場合に限り保険金をお支払いします。ただし、あらかじめ復旧することをお約束いただき、弊社が認めた場合等については、復旧前に保険金をお支払いします。修理費の全額を保険金としてお支払いできないときも復旧が必要となりますのでご注意ください。

10 その他ご注意いただきたいポイント

各種特約の改定・廃止

改定・廃止する各種特約のご確認をお願いします。

	主な特約名称	代替特約・商品・サービス名
改定	超過費用補償特約	臨時費用補償特約*4
	罹災時諸費用補償特約	個人賠償責任補償特約
	個人賠償責任補償特約	個人賠償責任補償特約(包括契約)
	個人賠償責任補償特約包括契約に関する特約	個人賠償責任補償特約(包括契約)
	借家人賠償責任拡張補償特約	借家人賠償責任・修理費用補償特約
廃止	借家修理費用補償特約	借家人賠償責任・修理費用補償特約
	施設賠償責任補償特約	建物管理賠償責任補償特約
	類焼損害等補償特約	類焼損害補償特約*5
	持ち出し家財追加補償特約	
	再築時諸費用補償特約	誠に申し訳ございませんが、代替特約・商品はございません。
	建物機能回復費用補償特約	
	建物臨時賃借費用補償特約	
	ピックアップ等対応費用補償特約	
	ドアロック交換費用補償特約	緊急時助かるアシスト
	交通傷害補償特約*3	トータルアシストからの保険(傷害定額)等
傷害補償特約*3	トータルアシストからの保険(傷害定額)等	
	家賃拡張補償特約	家賃収入補償特約、企業総合保険(休業補償条項)等

「トータルアシスト住まいの保険」では、分かりやすさの観点から特約のラインアップの整理を行い、引受方法の変更や特約の販売停止を行いました。廃止する特約につきましては、従来と同じ補償内容でのご契約ができなくなるケースがありますが、ご理解いただけますようお願い申し上げます。主な特約は上表のとおりです。

*3 2008年1月末をもって、既に販売を停止させていただいております。

*4 超過費用補償特約で補償していた臨時費用保険金以外の各種保険金(エコ対策費用保険金、特別費用保険金等)は、廃止となります。

*5 類焼損害等補償特約で補償していた類焼傷害見舞費用は、廃止となります。

⚠️ 臨時費用補償特約では、「損害保険金×10%」(1事故あたり、保険の対象ごとに支払限度額(保険金額)の10%または100万円のいずれか低い額が限度)をお支払いします。

職業・作業割増の改定

職業割増(職業加算)については、従来あった約500種類の職業区分を13種類へ簡素化しました。また、作業割増(作業加算)については、従来作業場の規模(動力・電力・作業人員)で適用の可否を判定しておりましたが、作業人員のみで判定する方法に変更しました。

各種費用等の新設・廃止

普通保険約款(⚡️)でお支払いする各種費用保険金のうち、新設・廃止させていただいた主なものは下表のとおりです。

	新設	廃止
	再稼動のための試運転費用、復旧工事のための残業勤務・深夜勤務などの費用 等	庭木修復費用、建築確認申請手数料 等

このチラシは、「トータルアシスト住まいの保険」の概要をご説明したものです。「トータルアシスト住まいの保険」は、住まいの保険および地震保険のペットネームです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載しておりますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

0120-720-110

受付時間: 24時間365日

ネットでのご連絡はこちら



保険に関するお問い合わせは

東京海上日動ホームページ

保険に関するお問い合わせや契約変更手続きのご案内はこちら

www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/



お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

1 商品ラインアップの簡素化

従来、弊社では、「個人財産総合保険」をはじめとして多くの種類の火災保険を販売して参りましたが、お客様にとって「分かりやすい商品」をご提供する観点から、下記のとおり商品ラインアップを変更しました。



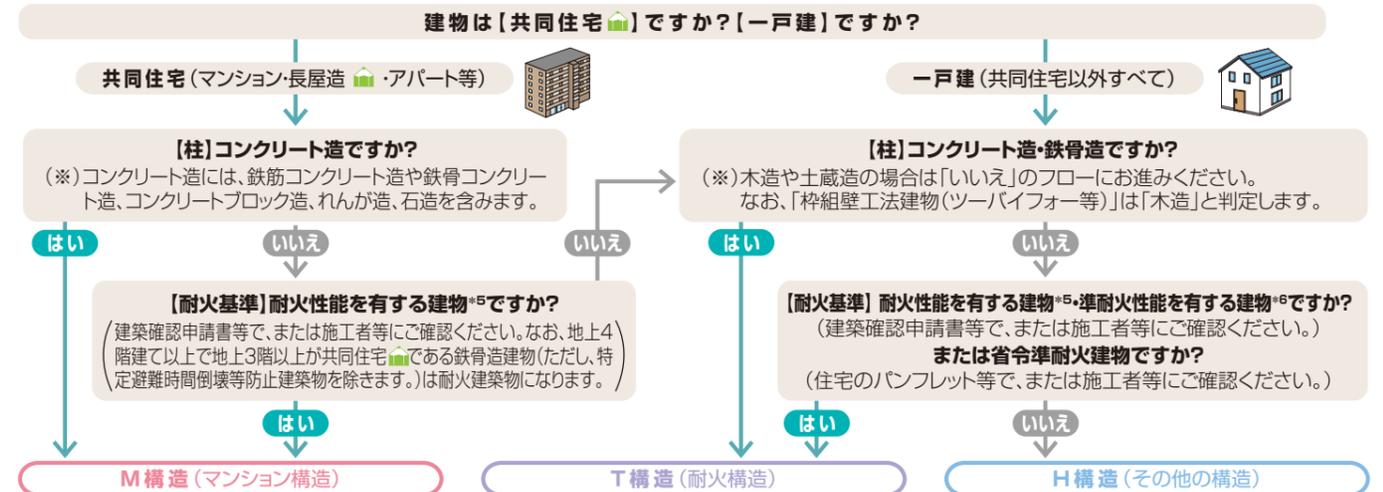
2 構造級別の簡素化

簡素化の背景

保険料を決定する要素の一つである「構造級別」を判定する際、お客様に建物の柱・屋根・外壁等のご確認をお願いしておりましたが、建材や工法の多様化に伴い、その確認が困難なものが多く、判定にお手間をおかけすることもございました。これを受け、「トータルアシスト住まいの保険」では、「構造級別」を3つの区分に整理し、【柱】の種類と建物の性能に応じた【耐火基準】により判定できるように見直しました。

構造級別判定フローチャート

以下のフローにしたがって、建物(家財(⚡️)等を収容する建物を含む)の「構造級別」を判定します。



上記フローで「H構造」と判定された場合で、以下のいずれかに該当する更新契約のときは、代理店または弊社までお申出ください。
①【外壁】が「コンクリート(ALC版、押出成形セメント板を含む)造」、「コンクリートブロック造」、「れんが造」または「石造」である建物 ②土蔵造建物

⚠️ 「耐火性能を有する建物*5」、「準耐火性能を有する建物*6」または「省令準耐火建物」に該当する場合、【柱】のみで構造を判定した場合と比べて保険料が大幅に安くなる可能性があります。特に【柱】が「木造」の場合、「構造級別」の判定にあたっては**ご注意ください**。

⚠️ 建物の【柱】が複数の異なる種類で建築されている場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

*4 建築基準法施行令に定める「防火上及び避難上支障がない主要構造部」を有する場合には、その部分以外の主要構造部をいいます。
*5 耐火性能を有する建物には、「耐火建築物」、「耐火構造建築物」、「主要構造部*4が耐火構造の建物」、「主要構造部*4が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準*7に適合する構造の建物」が該当します。

*6 準耐火性能を有する建物には、「準耐火建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」が該当します。

*7 2024年4月改正前の建築基準法施行令においては、第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。

3 「トータルアシスト住まいの保険」の補償内容

従来の火災保険

◎○△：補償します（詳細は、保険金支払方法欄をご覧ください。）
×：補償しません

従来の補償例						保険金支払方法		免責金額（自己負担額）		
個人財産総合保険						損害額		なし		
A1	A4	X4	B4	Y	住総 ^{*1} 店総	住火 ^{*1} 普火	○		△	
○	○	○	○	○	○	○	損害額		なし	
○	△	△	△	○	△	△	損害額 - 免責金額（自己負担額）		【○の場合】 0円・3万円・5万円・10万円から選択 ※個人財産総合保険Yパターンは3千円のみ。	
損害割合						個人財産総合保険		住総 ^{*3}		なし
30%以上						○		△		
15~30%未満						○		△		
15%未満						○		△		
◎	○	○	○	×	△	×	損害額		なし	
○	○	○	×	○	○	×	損害額		なし	
○	○	×	×	○	×	×	損害額 - 免責金額（自己負担額）		5千円・3万円・5万円から選択	

※「住総」とは「住宅総合保険」、「住火」とは「住宅火災保険」、「店総」とは「店舗総合保険」、「普火」とは「普通火災保険」の略称です。

Total assist

住まいの保険

リスク

火災リスク



火災、落雷、破裂・爆発

風災リスク



風災、雹災、雪災

水災リスク



水災

盗難・水濡れ等リスク

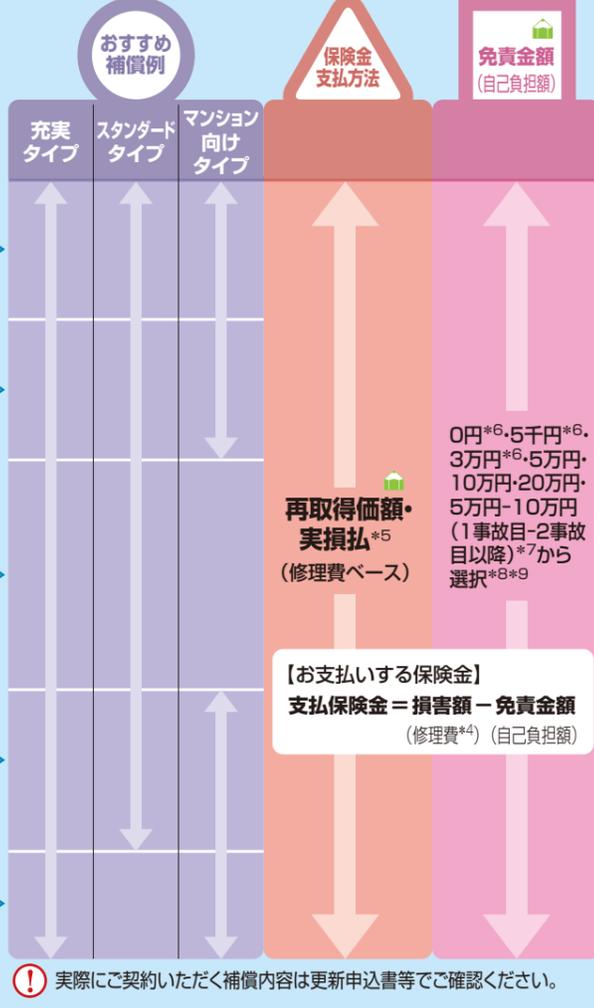


盗難、水濡れ、建物の外部からの物体の衝突等

破損等リスク



上記以外の偶発的な破損事故等



！実際にご契約いただく補償内容は更新申込書等でご確認ください。

ポイント 実際にかかった修理費を基準に保険金をお支払いします。リスクや補償パターンによって異なっていた保険金支払方法を原則一本化します。

【お支払いする保険金】 **支払保険金 = 損害額(修理費^{*4}) - 免責金額(自己負担額)**

！時価契約は、万一の事故の際に十分な補償が受けられない可能性があることから、「トータルアシスト住まいの保険」ではお取り扱いしておりません。

水災 水災リスクについては、床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合、上記の通り実際の損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いて保険金をお支払いします。なお、水災縮小支払特約(一部定率払)をご契約いただくことにより、住総の保険金支払方法と類似の方法で保険金をお支払いすることもできます。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

さらに 免責金額の設定方式を見直しました。リスクごとに異なっていた免責金額(自己負担額)の設定を見直し、原則すべてのリスクの免責金額(自己負担額)を設定する方式としました。免責金額(自己負担額)は、0円^{*6}・5千円^{*6}・3万円^{*6}・5万円^{*6}・10万円^{*6}・20万円^{*6}・5万円^{*6}・10万円(1事故目-2事故目以降)^{*7}からご選択いただけます。^{*8}^{*9}

風災 盗難・水濡れ等 風災リスク、盗難・水濡れ等リスクについては、上記の免責金額(自己負担額)とは別に高額免責金額(自己負担額)を設定することもできます。この場合、実際の損害額から高額免責金額(自己負担額)を差し引いた額をお支払いします。

さらに 各種費用保険金が自動補償になりました。個人財産総合保険では、特約をセットすることにより「損害拡大防止費用」や「失火見舞費用」、「水道管凍結修理費用」を補償していましたが、「トータルアシスト住まいの保険」では自動補償となります。

- 「損害拡大防止費用」とは、火災、落雷、破裂・爆発の事故が生じた場合に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用(消火薬剤のつめかえ費用等)をいいます。
- 「失火見舞費用」とは、保険の対象から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、近隣等第三者の所有物に損害が生じたときの第三者への見舞費用をいいます。【1事故1被災世帯あたり50万円。ただし、1事故あたり支払限度額(保険金額)の20%を限度とします。】
- 「水道管凍結修理費用」とは、建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、修理したときの修理費用をいいます。【1事故あたり10万円を限度とします。】

さらに 水災時に当座の生活資金をお支払いします。保険の対象が水災により損害(床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合)を受け、保険金が支払われる場合に、当座の生活資金として1事故あたり10万円をお支払いします。
※水災初期費用補償特約は、水災リスクを補償しているご契約に自動的にセットします。

- *1 「価額協定保険特約」をセットしたご契約の場合となります。
- *2 個人財産総合保険では、地盤面より45cmを超える浸水の場合も、補償の対象となります。
- *3 店舗総合保険の場合、水災リスクに対する保険金支払方法が異なります。
- *4 修理費には、修理と密接に関わる費用(残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用)を含みます。
- *5 水災リスクは水災縮小支払特約(一部定率払)をご契約いただくことにより、保険金の支払方法を変更することもできます。
- *6 盗難・水濡れ等リスクおよび破損等リスクの免責金額(自己負担額)は5万円となります。また、建物を保険の対象とするご契約で、始期日時点で建物の築年数が15年以上(建築年月が不明の場合を含みます。)の場合は、風災リスクの免責金額(自己負担額)は5万円以上で設定していただけます。

- *7 1事故目と2事故目以降で異なる免責金額(自己負担額)を適用するご契約の場合は、保険金を支払う事故の発生時の順によって、適用する免責金額(自己負担額)が異なります。なお、事故の種類が異なるものが発生した場合でも、それぞれ別の事故として通算して判定します(例:台風により風災、水災の順で事故が発生した場合は、風災に1事故目免責金額(自己負担額)を、水災に2事故目免責金額(自己負担額)を適用します。)
- *8 風災リスクは、風災リスク高額免責金額(自己負担額)(3万円、5万円、10万円または20万円)を、盗難・水濡れ等リスクは、盗難・水濡れ等リスク高額免責金額(自己負担額)(10万円または20万円)を設定することができます。^{*9}
- *9 ご契約内容によりご選択いただけない免責金額(自己負担額)があります。

- 用語解説**
- 免責金額(自己負担額) お支払いする保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。
- 地盤面 建物が周囲の地面と接する位置をいいます。ただし、床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。
- 再取得価額 保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
- 普通保険約款 基本的な補償内容を定めるものをいいます。特約をあわせてご契約することで、普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除することができます。
- 併用住宅 住居と、店舗や事務所等住居以外の用途の両方に用いられる建物をいいます。
- 家財 次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、②および③は住まいの保険の場合に限ります。①建物内(軒下を含みます。)に収納される、生活用の家具、衣服、その他の生活に必要な動産 ②敷地内に所在する動産である宅配ボックス ③敷地内に所在する動産である宅配物
- 共同住宅 一つの建物が1世帯の生活単位となる戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます(長屋造を含みます。)
- 長屋造 一つの建物が2以上の戸室に仕切られていて、かつそれらの戸室のいずれかが1世帯の生活単位として完全な設備(便所、炊事場を含みます。)を持ち、玄関、階段、廊下を共同とし、形式の建物をいいます。長屋造にはテラスハウスを含みます。

4 家財ご契約方法の簡素化① 口数方式(1口:100万円)^{*10}を導入します。

従来は、お客様の家財を積算していただくか、家族構成および世帯主の年齢を基に算出する評価等にて家財の評価を行った上で、ご契約金額を決定していただいていたのですが、家財のご契約方法を見直し、分かりやすい口数方式を導入しました。

口数方式とは…?

「1口:100万円」とし、お客様のご希望される支払限度額(保険金額)を口数で設定いただけます。

*10 併用住宅に収容されている「設備・什器」および「商品・製品」も、口数方式となります。

！「家財」、「設備・什器」、「商品・製品」の支払限度額(保険金額)は、お客様の所有の実態に合わせて適切な口数を設定してください。実態よりも多い口数を設定しても、保険料が無駄になってしまいますので、ご注意ください。

設定いただく口数の目安については、代理店または弊社までお問い合わせください。



5 家財ご契約方法の簡素化② 高額貴金属等を自動補償します。

従来は、貴金属・宝石等について保険の対象とする場合、申込書に見積書等を付して明記していただく必要がありました。「トータルアシスト住まいの保険」では、「家財」または「設備・什器」を保険の対象とした場合、「1事故あたり100万円」まで、明記しなくとも高額貴金属等が自動的に補償されます。^{*11}

高額貴金属等とは…?

「貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で1個または1組の再取得価額が30万円を超えるもの」です。

！高額貴金属等のみを「トータルアシスト住まいの保険」でお引受けすることはできません。

！従来の火災保険で明記物件の対象であった「稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これに類するもの」は、高額貴金属等の対象外となり、「トータルアシスト住まいの保険」ではお引受けすることはできません。

*11 お支払いする保険金は、損害が生じた地および時における保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額を基準としてお支払いします。

高額貴金属等の支払限度額(保険金額)を500万円または1000万円に増額することが可能な場合もございます。



6 保険期間について 住まいの保険・地震保険の保険期間を統一します。

住まいの保険

保険期間は1年から5年までの整数年^{*12}で設定してください。
*12 保険の対象に「商品・製品」を含む場合は、保険期間は1年に限ります。

地震保険

住まいの保険の保険期間にあわせて設定します。

7 保険料の払込方法について 保険料の払込方法が、安心・簡単・便利なキャッシュレスになります。

住まいの保険の払込方法

主な払込方法は、以下のとおりです(ご契約内容によって、ご利用いただけない払込方法があります。)

主な払込方法	分割払 ^{*14}	一時払
口座振込 ^{*13} 、クレジットカード	○	○
コンビニエンスストア、郵便局等での払込取扱票、請求書(銀行等での振込み)	×	○

*13 保険料は始期日の属する月の翌月から請求します。

*14 分割払には、月払・年払があります。このうち月払については、口座振替・クレジットカードによる払込みとも、5%の割増がかかります。

※上記割増率は弊社が保険料を算出する際に適用する値であり、割増の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。
※お勤め先やご所属の団体等(団体と弊社の間で集金事務の委託契約を交わしている場合)を通じて集金する団体扱・集団扱も可能です。

地震保険の払込方法

払込方法および払込回数とも住まいの保険と同一となります。

8 保険料改定の主なポイント

火災保険の保険料は、「構造級別」や「補償内容」等によって決まります。「トータルアシスト住まいの保険」では、以下のとおり構造級別の簡素化や補償内容の拡充等の結果として、お客様のご契約の保険料が高くなる場合がございますが、何卒ご理解たまわりますようお願い申し上げます。

構造級別の簡素化

「トータルアシスト住まいの保険」では、構造級別を従来の「M・A・B・C・D構造(特・1・2・3・4級)」の5つの区分から、保険料が安い順に「(安)M構造(マンション構造)・T構造(耐火構造)・H構造(その他の構造)(高)」の3つの区分に簡素化しました。